

平成26年(ネ)第126号 大飯原発3,4号機運転差止請求控訴事件

1審原告 松田正 外187名

1審被告 関西電力株式会社

証 拠 説 明 書

平成26年10月24日

名古屋高等裁判所金沢支部第1部C1係 御中

1審被告訴訟代理人 弁護士 小 原 正 敏



弁護士 田 中 宏



弁護士 西 出 智 幸



弁護士 原 井 大 介



弁護士 森 拓 也



弁護士 辰 田 淳



弁護士 今 城 智 徳



弁護士 山 内 喜

明



弁護士 中 室

祐



号証	標 目 (原本・写しの別)		作成年月日	作成者	立 証 趣 旨
乙 48 の 1	東京電力福島第一原 子力発電所事故の分 析 中間報告書(案)	写し	H26. 10	原子力規制委 員会	<p>福島第一原子力発電所事故 に関して、原子力規制委員会 が、「国会事故調報告書にお いて未解明問題として、規制 機関に対し実証的な調査が 求められている事項」を対象 に検討を進めた結果、福島第 一原子力発電所1号機での 非常用交流電源系統の機能 喪失等は、津波の影響による ものであるとされているこ と</p> <p>(なお、「(案)」となってい るが、平成26年10月8日開 催の原子力規制委員会にお いて、この内容がそのまま承 認されている)</p>
乙 48 の 2	東京電力福島第一原 子力発電所事故の分 析 中間報告書(案) 概要	写し			